

第1回三重県リニア推進本部会議事項書

日時：令和4年2月8日（火）16時50分～17時05分

場所：県庁3F 秘書課 プレゼンテーションルーム

- 1 三重県リニア推進本部設置の趣旨

- 2 リニア推進本部の役割と検討項目について

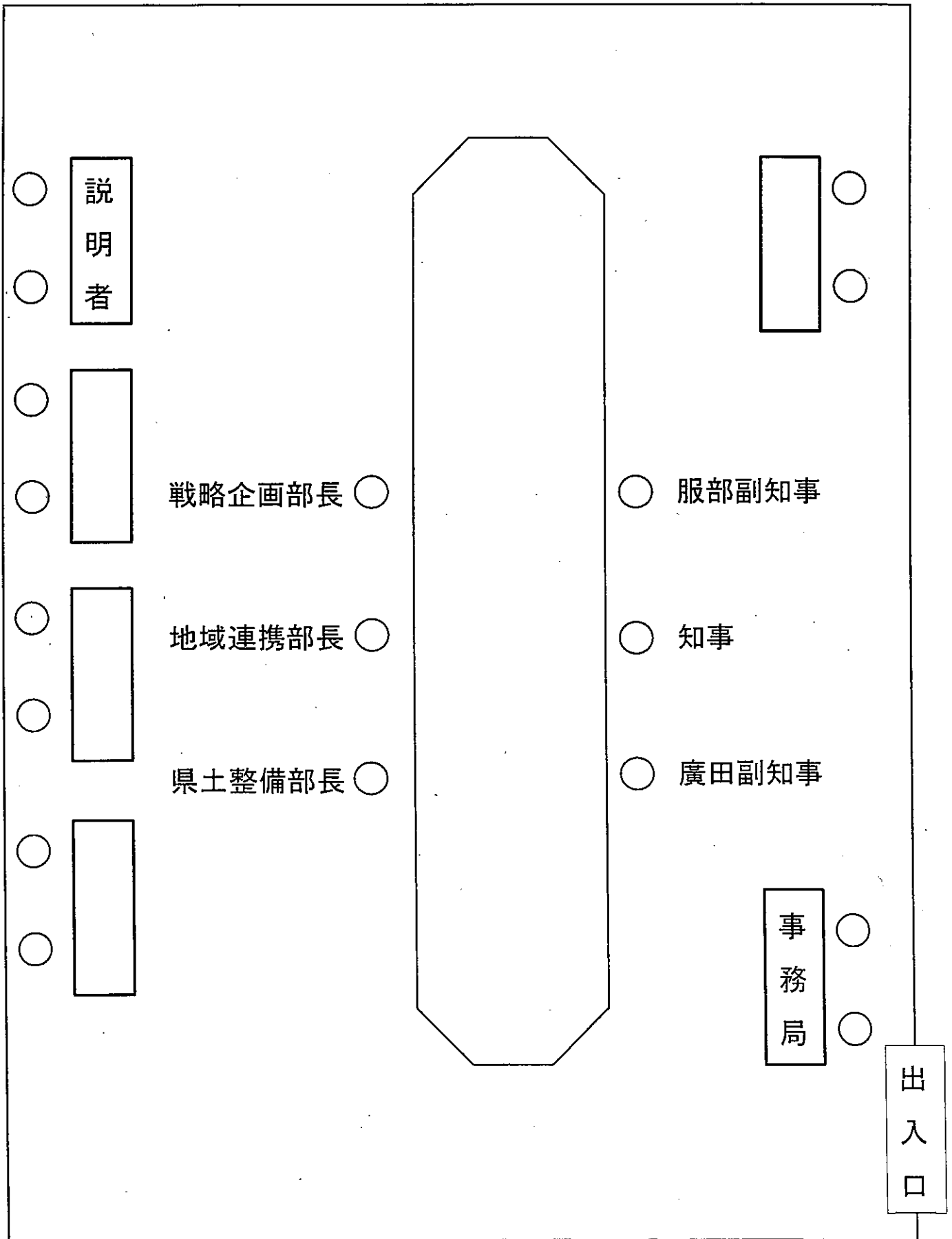
- 3 今後のスケジュール

（配布資料）

- ・ 座席表
- ・ 資料1：リニア推進本部の役割と検討項目について
- ・ 資料2：今後のスケジュール
- ・ 参考資料：「三重県リニア推進本部」設置要綱

第1回三重県リニア推進本部会議(2月8日)座席表

プレゼンテーションルーム



1. リニア推進本部の役割と検討項目について

リニア推進本部の目的

リニア中央新幹線が三重県にもたらす効果を最大化し、リニア開業を見据えた地域づくりを進めることを目的に「三重県リニア推進本部」を設置

リニアがもたらすインパクト

三大都市圏(首都圏・中部圏・関西圏)が一体化し、約7千万人の大交流
リニア都市圏を形成(中部圏・関西圏で約3千万人)

- ① フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーションが生み出す新たなイノベーション
- ② 時間と場所からの解放による新たなビジネススタイル・ライフスタイル
- ③ 海外からの人や投資の積極的な呼び込み
- ④ 災害リスクへの対応

(スーパー・メガリージョン構想検討会)

リニア推進本部で検討する主な項目

- リニア中央新幹線の開通を契機として三重県の成長・発展にどのようにつなげていくかについて

リニア中央新幹線が三重県にもたらす影響をふまえ、リニア開業を、県内産業の振興や県民の利便性向上など三重県の発展にどのようにつなげていくか整理する

- 三重県の将来像、広域的観点で踏まえた県内駅候補地の評価方針について

- ① 県内全域からの交通アクセス性が高く、広く県民がリニアのメリットを享受できること
- ② 中部圏・関西圏の中間に位置することから、両圏域への交通の要衝としての地理的メリットを生かし、時間圏域拡大による県外からの新たな需要が創出できること
- ③ 20年後、30年後の将来にわたって三重県が発展していく可能性を見出せること

・上記検討には、亀山市をはじめ、さまざまな主体と連携しながら進める。

2. 今後のスケジュール

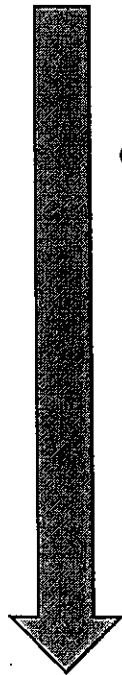
令和3年10月

亀山市がリニア建設促進三重県期成同盟会へ県内駅候補地として3つの案を提案



令和4年2月

三重県リニア推進本部の設置



- 三重県の将来像(発展可能性)、県としての駅候補地の評価方針等を整理
- リニア建設促進三重県期成同盟会会員との意見交換

令和4年度内

リニア建設促進三重県期成同盟会総会で決議、JRへ要望

「三重県リニア推進本部」設置要綱

(趣旨)

第1条 リニア中央新幹線が本県にもたらす効果を最大化し、リニア開業を見据えた地域づくりを進めることを目的に「三重県リニア推進本部」を設置する。

(基本取組)

第2条 三重県リニア推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) リニア中央新幹線の建設促進に係る施策の立案及び推進に関すること。
- (2) リニア中央新幹線に係る諸課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) リニア中央新幹線を活用した地域づくりに関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 三重県リニア推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、本部会議を招集する。
- 3 本部員は、両副知事、戦略企画部長、地域連携部長、県土整備部長とし、検討の進捗をふまえて関係部局長の出席を求める。
- 4 三重県リニア推進本部の取組の企画調整を行うため、企画課長、交通政策課長、道路企画課長をメンバーとするWGを設置する。
- 5 三重県リニア推進本部の事務局は、地域連携部交通政策課に置く。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。